

施設利用料金一覧表(令和7年4月1日現在)

北毛青少年自然の家(円)

種別	施設	宿泊研修(1泊2食)1人あたり						1団体1回あたり								
		和室 1泊	食事代		シーツ 洗濯代	合計	第1研修室		第2研修室		体育館		キャンプ場			
			夕食	朝食			昼	夜	昼	夜	昼	夜	使用料 ※2	テント 1張1泊		
県内	甲類	教育学校等の活動の指導者・引率者	小学生以下	930	550	170	1,650	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
			中学生・高校生	減免	980	600	170									1,750
			指導者・引率者	980	600	170	1,750									
	健全青少年の育成	高校生以下	減免	略 上記参照				300	410	510	620	510	620	100	200	
		指導者・引率者	300 (500)	980	600	170	2,050 (2,250)									
	乙類	高校生以下	減免	略 上記参照				620	830	1,030	1,250	1,030	1,250	200	410	
その他		620 (820)	980	600	170	2,370 (2,570)										
県外	甲類	小学生以下	830 (1,030)	930	550	170	2,480 (2,680)	300	410	510	620	510	620	100	200	
		中学生以上		980	600	170	2,580 (2,780)									
	乙類	小学生以下	830 (1,030)	930	550	170	2,480 (2,680)	620	830	1,030	1,250	1,030	1,250	200	410	
		中学生以上		980	600	170	2,580 (2,780)									

注) ※1 宿泊料の( )内は、冬期(11月～3月)料金です。(暖房料200円を加算)  
 ※2 キャンプ場使用料は、日帰り、1泊ともに同一料金です。

○ 昼食について

- ・バック弁当600円、登山弁当500円を提供しています。
- ・長期宿泊の場合は、食堂での昼食提供(小学生以下:650円、中学生以上:700円)の相談にも応じます。

○ 「学校等」とは、保育園・幼稚園・認定こども園・学童クラブ・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校等のことをいいます。

○ 団体区分は次のとおりです。

甲類とは、次のいずれかの団体です。

- ・高校生以下の者及びその引率者・指導者を含む団体
- ・青少年の健全育成を目的とし、高校生以下の者を指導する者の団体(営利目的でないもの)

乙類とは、甲類以外の団体で、高校生以下の者を指導しない者や営利目的の団体を含みます。

○ 「昼」とは、9:00～17:00、「夜」とは、17:30～22:00の時間帯をさします。

○ 諸経費について

クラフト代、キャンプファイヤーまき代等、活動に応じた実費をご負担いただきます。

○ グラウンドは、当施設の利用団体を優先し、無料で利用できます。

○ 「減免」とは料金免除であり、対象は次のとおりです。免除を受けるには「減免申請書」の提出が必要です。

	使用料・宿泊料が免除される場合	免除の額・対象
①	県が主催または共催する事業に使用するとき	全額
②	県内に所在する学校等が教育活動として使用するとき	全額
③	県内に在住または県内に所在する学校等に通学する高校生以下の者が使用するとき	宿泊料
④	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者及びその介助者1名が使用するとき	宿泊料
⑤	その他所長が特別の理由があると認めたとき	県教育長が個別に定める額

※注) ②学童クラブ・保育所等で教育活動以外の引率者は減免に該当しません。

③県内のスポーツ少年団や子ども会等では、引率者(保護者)は減免に該当しません。

例:子ども会で使用する場合は、子ども達の宿泊は、③に該当し減免になるが、引率者(保護者)は減免にならない。

スポーツ少年団や子ども会等が体育館等を使用する場合は、体育館等の使用料金がかかります。

○ 料金のお支払い(振込を希望される場合は要相談)

- ・施設使用料、シーツ洗濯代、体験活動代金は、退所日に事務室へお越しいただき、現金でお支払いください。
- ・食事代は、食堂業者へ直接、現金でお支払いください。